

## 慶應義塾大学理工学部同窓会 会則

(昭和 27 年 6 月制定・施行 昭和 39 年 6 月 14 日改訂 昭和 59 年 5 月 19 日改訂 平成元年 5 月 19 日改訂 平成 3 年 6 月 10 日改訂 平成 4 年 5 月 25 日改訂 平成 22 年 4 月 3 日改訂 平成 24 年 6 月 16 日改訂 平成 26 年 10 月 19 日改訂 平成 27 年 6 月 13 日改訂)

### 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は慶應義塾大学理工学部同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は第 2 章に定める会員をもって組織する。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦を厚くし知識の交換を図り併せて慶應義塾の興隆と産業の発展に寄与するとともに、慶應義塾大学理工学部および大学院理工学研究科在学生に対する支援を行うことを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 親睦会、総会
  2. 奨学制度を目的とした寄付
  3. 研究会、講演会
  4. 同窓会報の発行
  5. 名簿の作成
  6. 理工学部との連絡に必要な事項
  7. その他必要と認められる事項
- 第 5 条 本会の事務局は慶應義塾大学理工学部内に置く。
- 第 6 条 本会は地方支部を設けることができる。  
地方支部については別に規定を設ける。

### 第 2 章 会 員

- 第 7 条 会員は通常会員と特別会員からなる。
- 第 8 条 通常会員は慶應義塾大学工学部および理工学部ならびに慶應義塾大学大学院工学研究科および理工学研究科出身者とする。
- 第 9 条 特別会員は通常会員でない慶應義塾大学理工学部専任教員ならびに幹事会の推薦したものとする。
- 第 10 条 通常会員は別に定める会費を納入するものとする。

### 第 3 章 役 員

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
1. 会長 1 名
  2. 副会長 若干名

3. 幹事 ①各期各科最少1名とし、会費継続納入会員の中より選出する。科の構成人員が100名を超える場合は、概ね80名を区切りとして複数名とすることができる。

②研究室を母体として選出することができる。

幹事の若干名を常任幹事とする。

第12条 名誉会長は幹事会の推薦により置くことができる。

第13条 会長は幹事会の推薦による。会長は本会を代表し会務を統理する。

第14条 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。常任理事の中の若干名を会長が指名し、幹事会の承認をうる。

第15条 幹事は各期各科において互選する。幹事は幹事会を構成する。

第16条 常任幹事は原則として幹事の中の若干名を会長が指名し幹事会の承認をうる。ただし会長が認めるときは、幹事以外の会員を幹事会の承認を経て常任幹事とすることができる。

第17条 会長、副会長、常任幹事は常任幹事会を構成し、会務を審議し決定する。

第18条 会長は監事を委嘱する。監事は会計監査を行う。

第19条 役員の任期は2年とし再任、再選を妨げない。

#### 第4章 会 議

第20条 本会は原則として年1回総会を開催する。幹事会の推薦により名誉顧問・最高顧問・顧問を置くことができる。

第21条 常任幹事会および幹事会は会長が招集する。

第22条 幹事会は幹事の1/7以上の出席をもって成立する。  
ただし委任状によって出席に代えることができる。

第23条 常任幹事会は構成員の2/3以上をもって成立する。

#### 第5章 会務の報告

第24条 会務の報告は総会または同窓会報で行う。

#### 第6章 会 計

第25条 本会の運営は会費および寄付金その他の収入により行う。

第26条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第27条 会費額の決定は常任幹事会の決議による。

#### 付 則

第28条 本会の会則を変更する場合は幹事会においてその出席者の過半数の賛成をもって決する。

第 29 条 この会則平成 27 年 6 月 13 日より施行する。

### 会費に関する細則

(平成 24 年 6 月 16 日発効)

会費は次のごとく定める。

会費(年額) 4,000 円